

ガイドライン遵守 第三者評価事業
実施要領
(会員・調査機関共用)

2025年9月1日

公益社団法人全国有料老人ホーム協会

1. 「ガイドライン遵守 第三者評価事業」とは

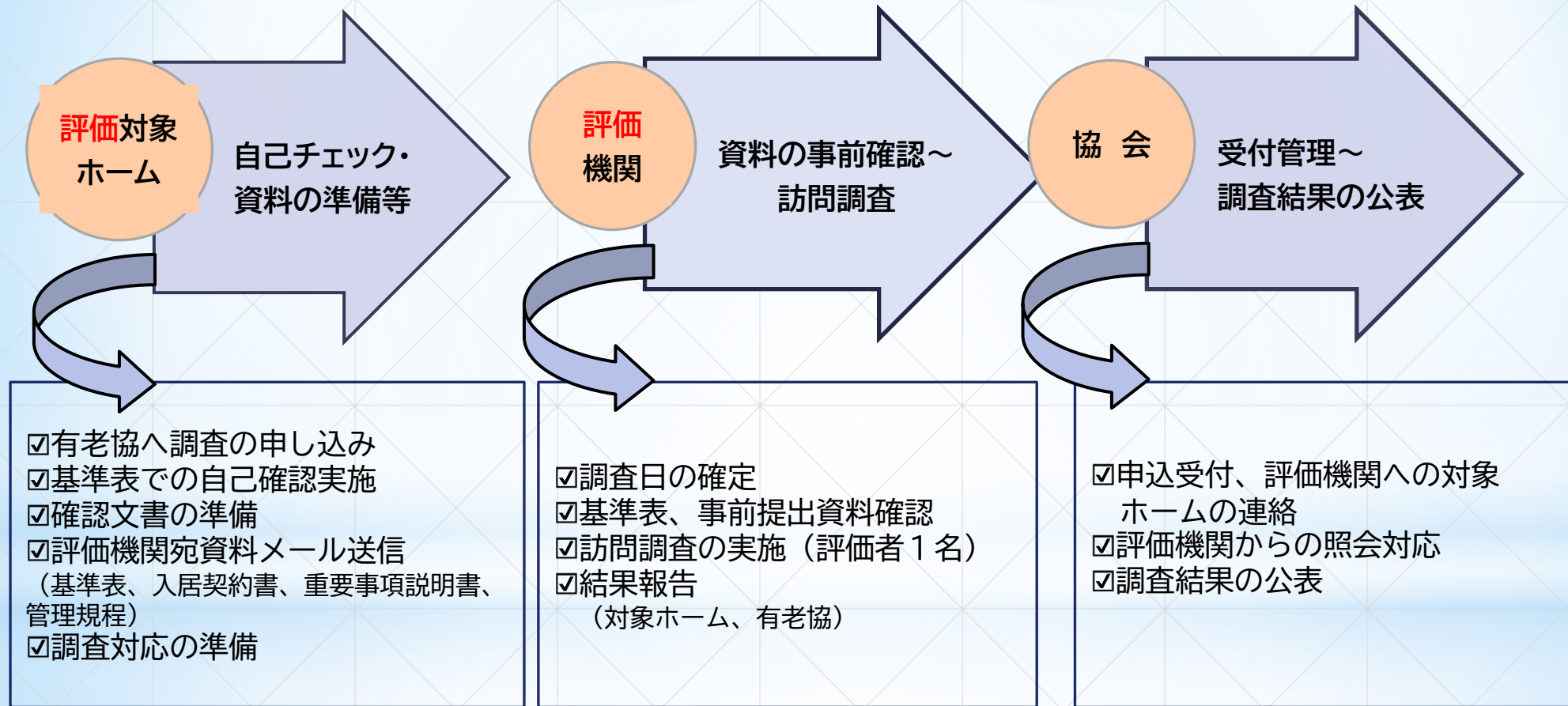
(1) 事業の背景

- 有料老人ホーム事業は、民間の創意工夫により1960年代以降、発展を続けています。ホーム数の増加により事業が多様化し、併せて苦情や事故などが相対的に増加しています。
- 本協会は約20年間、会員ホームのサービスの質向上に寄与するため「サービス第三者評価事業」を行ってきました。第三者の目を定期的にホームへ入れることで、お客様に安心を提供、自主点検だけではない自社サービスへの気づきを含めて質の向上を図る取り組みでした。
- 2024年度、事業者、自治体、評価機関による調査研究委員会を設置し検討を重ねた結果、ホームが運営上で遵守すべき「有料老人ホーム設置運営指導指針」への適合状況を確認する事業へ転換することとなりました。

(2) 本事業の役割

- 本事業は、ホームのサービス提供やコンプライアンス状況を客観的に測るための共通指標である、各自治体が定める「有料老人ホーム設置運営指導指針」への適合状況を、自己確認に加え、第三者機関が評価する事業です。これにより、契約の透明性や安全性、サービスの質が守られ、苦情や事故の発生防止にもつながっていく取り組みとなるものです。
- また、調査結果を公表することで、さらに消費者の信頼を得られ、競合他社との差別化が可能となります。
- 今後は地方自治体とも連携し、適切な指導監督の一助となるよう進めてまいります。

2. 調査内容 (1) 業務概要



(2)基準項目の概要

基準項目

厚生労働省「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」における義務規定から抽出した約55項目を対象としている。
対象ホームの所管自治体が定める指導指針が国の内容と異なる場合は、協会で基準項目の追加・削除を実施。

調査方法

◆対象ホーム

- ①項目ごとに、回答の選択肢（はい・いいえ、など）を自己確認欄に入力する。
項目によっては、日付を入力する欄があり、また非該当となる項目もある。
- ②【はい】とする場合、「確認ポイント」の自己確認欄に○印を入力する。
規定以外の確認ポイントがある場合は、具体的な内容を入力する。
- ③また、確認資料についても自己確認欄に○印を入力する。

◆評価機関

- ①項目ごとに、自己確認結果を踏まえて結果を導き出す。
- ②確認する中で現場の視認が必要な場合は、所定の場所で確認する。
- ③「ホームの特色」の内容について確認する。
- ④最終的に結果をホームと突合し、確定して訪問調査を終了する。
- ⑤訪問調査で結果が出ない項目があれば、事後、協会へ報告する。

(3) 基準表の使用例

設問に当たる部分		選択肢	ホーム入力	調査機関入力	ホーム入力
9	7. 職員の配置、研修及び衛生管理等		自己確認	評価機関	※例示以外の「確認ポイント」「資料」
基準項目	1. 基準内容	(1) 職員の採用時、及び採用後に定期的な健康診断を行っている。 【はい・いいえ】	いいえ	いいえ	
		(2) 調理従事者に必要な検査を実施している。 【はい・いいえ】	はい	はい	
		(3) 夜勤を行う職員に必要な健康診断を実施している。 【はい・いいえ】	いいえ	はい	
はい、いいえを選択するポイント	2. 確認ポイント	(1) □健康診断記録簿（履歴）（氏名は伏せた形で確認可）で、「入職時健診」「年1回以上の定期健診」を確認する。	○	×	
		(2) □調理従事者に必要な検査（例：検便など）について、衛生管理台帳や検便検査記録で、「月1回以上の検便」「食中毒予防のための研修受講歴」を確認する。	○	○	
		(3) □夜勤職員に対する、6か月に1回の特別健康診断（労働安全衛生法第66条の8）の実施状況を記録で確認する。	×	○	
エビデンスとなる資料	3. 確認資料	・就業規則・各種健康診断実施記録・衛生管理マニュアル ・衛生講習会・感染症対策研修の実施記録・夜勤職員とその健康チェック表	○	○	
	指針規定	(3) 職員の衛生管理等 一 職員の心身の健康に留意し、職員の疾病の早期発見及び健康状態の把握のために、採用時及び採用後において定期的に健康診断を行うとともに、就業中の衛生管理について十分な点検を行うこと。			
指導指針 (ここでは厚労省版)					

3. 調査結果の公表

- ホームは調査申込時に、結果公表希望の【有無】を協会に申告します。
- 調査結果で項目により【いいえ】となった場合でも、調査日から1か月以内に修正を行うことで【はい】に変更することが可能です（協会が確認）。
- 協会は、公表を希望するホームについて、調査結果を消費者サイトで都度公表し、ホームの信頼性をPRします。

4. 評価費用・負担者

	協 会	会員の評価対象ホーム
受審費用 (税別10万円)	—	負 担
評価者1名の旅費 (実 費)	負 担	—

- 評価機関は、訪問調査に係る交通経路及び旅費交通費について、あらかじめ協会の承認を得なければなりません。
- 評価機関は、調査結果終了後10日以内に協会へ費用の請求を行い、協会はいったん全額を支払います。
- 会員は、協会からの請求を受けて受審費用を協会に支払います。

5. 事業実施スケジュール（予定）

内 容	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
調査機関入札	←→	(研修)						
ホーム申込受付開始		→			→			
事業実施			←				→	
総 括								★

- ホームからの申込受け付けは、9月から12月末までとします。
- 事業の実施は、事後の請求管理に時間を要するため2月末日を限度とします。
- 結果の公表を希望するホームへは、調査が終了した都度、公表を行います。